

障害者等に対する住宅等設備改良事業実施要領

1 目 的

障害者及び高齢者（以下「障害者等」という。）が入居している県営住宅の住宅設備等を障害者等の居住に適するように改良を行って、日常生活を少しでも容易にするとともに、住みよい住環境を整備することを目的とする。

2 改良の対象となる住宅

入居者または同居親族のうち、次のいずれかに該当する者が居住している住宅とする。ただし、家賃滞納者及び高額所得者の居住する住宅は除く。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障害者
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3第1款症以上の障害者
- (3) 最重度、重度または中度の知的障害の判定を受けた者
- (4) 65歳以上の高齢者で日常生活に支障をきたしている者
- (5) その他前各号に掲げる者と同等の事由があると認められる心身障害者等で、特に県が認めた者

3 改良工事の範囲

- (1) 手摺りの取付け
- (2) 便器の取替え
- (3) 開き戸を引き戸に、または引き戸を開き戸に取替え
- (4) 畳を板張りに、または板張りを畳に取替え
- (5) 段差の解消
- (6) 呼出しブザーを点滅ランプに取替え
- (7) 点滅スイッチの位置変更
- (8) 給水栓をレバー式に交換
- (9) 屋外施設（県所管の道路、小公園を含む）の整備
- (10) その他障害者等の安全または日常生活を容易にするため県が必要と認めるもの

4 改良工事の実施等

- (1) 住宅設備の改良工事を希望する入居者は、「住宅設備等改良申込書（様式1）」（以下「改良工事申込書」という。）を指定管理者を経由して、県へ提出しなければならない。
- (2) 指定管理者は改良工事の申込書を受付けたときは、改良工事の必要性、安全性等について調査し、県は調査結果に基づき改良する住宅の決定を行う。

5 誓約書の提出

県が住宅設備改良工事を実施する場合において、入居者に「誓約書（様式2）」の提出を求めたときは、入居者はそれを提出しなければならない。

6 修繕費の負担区分

改良した箇所に修繕の必要が生じた場合の費用負担については、原則として「県営住宅の修繕等費用負担区分についての取扱基準」によるものとする。

7 明渡しを受けた住宅の取扱い

改良を行った住宅が明渡された場合は、原則として同程度の障害を持つ障害者等の入替え対象住宅として使用するものとする。

附 則

この要領は平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から実施する。